【公開用・匿名化テキスト版】

訴状（公開用・匿名化版）

令和 7 年 11 月 26 日
神奈川簡易裁判所 御中

原告

神奈川県横浜市港北区（以下略・送達場所）
氏名　＊＊＊（匿名化）

被告

学校法人日本大学
代表者　理事長　＊＊＊
所在地　東京都千代田区九段南四丁目 8 番 24 号
（訴訟対応部署：通信教育部）

■ 請求の趣旨

被告は原告に対し、金 148,500 円を支払え。
訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

■ 請求の原因

◆1　事実経過

原告は令和 6 年度、被告の通信教育部に入学するため、入学諸費用として 148,500 円を納入した（甲第 1 号証）。

この金額には「授業料 100,000 円」「補助教材費 5,000 円」などが含まれ、被告は 32 単位分の通信教育サービスを提供するとしていた。

しかし、以下の通り、実質的に教育サービスは一切提供されていない。

◆2　教育サービス未提供の具体的事実

（1）ID・パスワードが発行されていない

被告の回答書には「2024年9月28日付退学のため、ID・PW発行記録が無い」と明記されている（甲第2号証）。

オンライン授業にアクセスできず、教育サービスの入口が存在しなかった。

（2）メディア授業のログイン履歴がゼロ

被告は「ログイン履歴がありません」と回答している（甲第2号証）。

受講機会が一度も提供されていない。

（3）A方式（リポート提出方式）も実質利用不可

・教材の配布無し

・課題提出不可

・試験受験不可

・教育上の指導機会なし

形式的に履修登録が可能であっただけでは、教育サービス提供とは言えない。

◆3　被告の主張は形式論にすぎず、実質的提供がない

被告は「履修登録可能＝教育サービス提供済み」と主張するが、実際の教育行為は存在せず、教材の配布もなく、授業も受講できず、単位取得の可能性もなかった。

◆4　既納金返還不可の学則は無効

被告は学則を根拠に「既納金は一切返還しない」と主張している（甲第5号証）。

これは消費者契約法第9条第1号が禁止する不当な損害賠償条項または返金拒否条項に該当し、無効である。

◆5　不当利得返還義務（民法703条）の成立

被告は原告に対し、授業・教材・オンライン視聴ID・単位認定・試験・指導等の教育サービスを一切提供していない。

それにもかかわらず148,500円を保持していることは、法律上の原因を欠く利得にあたり、民法703条に基づき返還義務を負う。

◆6　内容証明郵便による請求

原告は令和7年11月12日、被告に対し返還を求める内容証明郵便を送付した（甲第3号証）。

被告は同年11月13日にこれを受領した（甲第7号証：配達証明）。

しかし、期限（14 日以内）までに誠実な回答はなかった。

■ 結論

原告は教育サービスを一切受けておらず、被告が 148,500 円を保持する法的理由は存在しない。

よって、原告は不当利得として 148,500 円の返還を求める。

以上

【注記】

※本資料は、提出前の原稿データを基に匿名化および体裁整理を行った公開用資料であり、実際に裁判所へ提出された訴状（謄本）とはレイアウト・表記等が一部異なる場合があります。
※内容自体は提出時の訴状と同一です。
※本件訴訟は棄却されています。